

ミニテ譲ラス其後前代表等ニ於テ連日交渉シツ、アリタ
ルカ遂ニ意見、一致ヲ見ルニ至ラス二十六日決裂セリ
七経過

八事業主側

予テ斯クアルコトヲ予想シ組合ニ加入セサル中島葉一郎外
数名並ニ切崩、結果組合ヨリ脱退セル者ヲ含ミ十六名ヲ以
テ望月武文ノ組織スル東京城北修養用ノ應援ヲ得テ市用組
合美友會ナルモノヲ組織シ警備ニ當ラシムルト共ニ對策協
議中ナルルカ此ノ際尖鋭分子数名ヲ解雇セムトシ態度極メテ
強硬ナリ

九労働者側

従業員ハ要求書ノ提出ヲ為スト共ニ上駒込五ノ五八三為地
空家ヲ借り受ケ争議団本部ヲ設ケタルモ可及的罷業等ニ出
ツルコトナク交渉軟ク以テ解決セントセルカ容易ニ達成

ノトセサルヲ以テ二十七日朝未罷業ニ入り飽ク迄要求ヲ貫
徹スヘク態度強硬ナリ
右及申(通)報候也

別紙

要求書(四)

- 一 一定時間制ヲ履行シ後業手當ヲ大給セラレタレ(後業)四名存キ五割歩
増(二ト)
- 二 賃報ヲ三割値上セラレタレ
- 三 三ヶ月以上勤続使用、臨時工ヲ即時本換上ニセラレタレ
- 四 労働費等ヲ復原セラレタレ
- 五 年三回定期昇給セラレタレ
- 六 年三回賃金ヲ大給セラレタレ